

随意契約理由書

件名	西神中央駅連動装置等改修業務	
契約の相手方	大同信号株式会社 大阪支店	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務対象の連動装置は、列車運行に必要な不可欠な転てつ機制御、進路制御、信号機の制御を行っており、ATC装置は在線状態に応じて適切な速度信号を各軌道回路に送信することにより列車間の間隔を確保している。これらの装置は重要な信号保安設備で、不具合が発生すると重大な輸送障害となるため、常に良好な状態に維持しなければならない。</p> <p>① 本業務は既設装置の改修と総合動作試験で、列車運行時間外である深夜の短時間に装置を停止して行う必要があり、正確、安全かつ迅速な作業が必要となるため、装置を熟知した熟練の技術者が要求される。</p> <p>② 既設装置は上記業者が設計開発・製作・据付を行った機器であり、改修対象のソフトウェアも上記業者独自のものであるため、他の業者が本装置の改修を行うことは技術的に不可能である。</p> <p>以上により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課	(電話番号 791-9729)